

TWO DAY!!

いよいよ3月ですね。3月と言えば、私には2つの日が頭に浮かびます。

一つは、St. Patrick's Day (聖パトリックの祝日) です。パトリックはアイルランドの守護聖人で、キリスト教をアイルランドで布教した貢献によりカトリック教会の聖者の列に加えられました。アメリカではこの聖パトリックをお祝いすることが、「アイルランド系移民」としての伝統と文化を守ることにつながっています。そして、この日にはたくさんビールを飲みます。これには子どもは参加できないので、他にもアイルランドを象徴する緑色のモノを身に着けてお祝いしたりします。そして、緑色を身に着けていないとつねられてしまうので注意が必要です。また、アイルランド人はラッキーと言われており、「kiss me, I'm Irish」というTシャツをはじめとしたグッズもたくさん販売されます。

アメリカは人種のるつぼと言われるように、アイルランドに縁が有るか無いかに関わらず、緑色のモノを身に着け、シャムロック (三つ葉のクローバー) を持ち、盛大にお祝いします。

もう一つは私の誕生日です。もちろん私は有名人ではないですが、日本に関係が深く、実は誕生日が3月3日、「ひな祭り」の日なのです。その日、女の子たちは、展示した「おひな様」を楽しむことなのでしょう。

この興味そそられる伝統の日を、私は家族とともに祝う予定です。2016年にSt. Patrick's Dayを楽しみたいと思っただしょう? どのように過ごすか気を付けてくださいね。(つねられないように!)



今年のパレード(熊本市)

※熊本市では3月12日(土)に熊本アイルランド協会が主催で第10回 熊本2016 セント・パトリックス・デイ・パレードが行われます。上通りを出発しアーケード内を緑色を身につけてパレードします。

ウズベキスタンからアッサロームアレイクム

JICA ボランティア青年海外協力隊 職種：青少年活動 おおつかまりこ 大塚麻里子

【学生の紹介】

今回は私の配属先の日本センターにどんな学生がいるのかについてお話します。現在約80人の学生が日本語を勉強しています。また、日本語以外にも相互理解のための文化コースを開講しており、こちらへも毎回十数人の子どもたちがやってきます。日本語を勉強する学生の目的は様々ですが、み～んな日本語が大好き。去年の夏、首都タシケントの小児病院に入院する子どもたちのために、日本の絵本を私の学生たちがウズベク語に翻訳しました。それ以降、一人の学生が日本の本の翻訳に興味を持つようになりました。彼女の名前は、シャヒナ・マフムドヴァ。高校3年生。趣味は、読書と詩を書くこと。そして日本語の勉強。私からの印象としては、素直で面倒見がよく勉強熱心。夢は、先生かジャーナリスト。彼女は、もうすでに十話以上の日本の昔話や物語をウズベク語に翻訳しています。私が「そんなに翻訳してどうするの?」と尋ねると、「それらを全てひとつの本にして、ブハラにある孤児院に持って行きます」と答えました。「日本の昔話はとてもおもしろいし、教訓があるのでたくさんの人に読んでもらいたい。これを読めば日本について知ることできます。それに、私の日本語の勉強にもなりますよ」と話しました。なんて素晴らしいことを言うのでしょうか。彼女のきれいな心に感激しました。想像を超える感性を持った学生たちの成長をいつまでも見守ってみたいと思う今日この頃です。



翻訳した本を手にするシャヒナさん

自分の農地であっても無断で転用することは農地法違反です!

詳しいことは農業委員会にお尋ねください。
●農業委員会
☎096(293)6686

- 農地の無断転用とは?
農地などを住宅や建物敷地、資材置場、駐車場、山林(植林)など、許可を受けずに農地以外の用地に転用することです。自分の農地であっても無断で転用することは、法律違反です。
■無断転用の例 ・農業用施設(倉庫、牛舎など)を建てた ・駐車場にした ・資材置場にした など
- 許可を受けずに転用すると?
許可なく転用した場合は、工事等の中止や元の農地に復元するよう命令される場合があります。場合によっては、最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科せられることがあります。

農地の転用・売買・貸借などは許可を受けてから

農地を売買したり、貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは
3条申請	4条申請	5条申請
<ul style="list-style-type: none"> ◆農地を、耕作目的で売買したり、貸し借りしたりするときは農業委員会の許可が必要です。 ◆資産保有や投資目的による売買や農地を取得する適格者(耕作が申請を含め50a以上)でない場合は許可されません。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地の転用とは、農地を住宅・車庫・工場・倉庫・資材置き場・駐車場・山林など、農地以外のものに用途を変更するには、農業委員会を経て、「県知事の許可」が必要です。 ◆転用申請では主に次のような内容を審査します。 ①転用の目的は適正か ②転用の面積は適当か ③水利など、必要な同意はあるか ④付近の農業に与える影響はどうか ⑤転用の目的は確実に実現できるか ⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているか 	

農地法許可・届出の受付・許可日などが変わります

平成28年4月1日から施行される農地法の改正を受け、農地転用等許可に係る事務手続日等が4月から変更となります。

	基盤強化	3条	4条	5条
締切日		毎月25日		
現地調査		毎月3日		
農業委員会総会		毎月10日		
町許可証交付 公告 県へ進達	公告 (総会后速やかに)	許可(不許可)指令書交付 (総会后速やかに)	[30a超] 県農業委員会ネットワーク機構へ資料提出	[30a以下] 県へ進達(総会后速やかに)
県農業委員会ネットワーク機構常任会議委員会	—	—	[30a超] 毎月20日	[30a以下] —
県許可証交付	—	—	[30a超] 毎月5日頃	[30a以下] 毎月23日頃

※締切日(毎月25日)以降に申請があった場合の審議は翌月となります。土日祝日の場合は翌平日です。日程は都合により前後する場合がありますので、ご了承ください。

※4月定例総会の予定 3月25日(金) 提出締切 ⇒ 4月4日(月) 現地調査 ⇒ 4月11日(月) 定例総会

農地貸借料情報

農地法が改正され標準小作料制度が廃止されたため、今後は農業委員会が貸借の実勢価格情報を提供し、貸し手・借り手の双方で貸借料を決めることとなります。

平成27年1月から12月までに締結(告示)された貸借における貸借料水準(10aあたり)は以下のとおりです。

	締結(告示)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
【田(水稲)の部】	大津町全域(ほ場整備実施地域)	19,623円	30,000円	7,000円	137
	大津町全域(ほ場整備未実施地域)	11,615円	21,000円	4,211円	195
	(参考)大津町平均	14,501円	25,000円	4,803円	322
【畑(普通畑)の部】	大津町全域(ほ場整備実施地域)	12,842円	20,000円	8,000円	19
	大津町全域(ほ場整備未実施地域)	10,558円	18,000円	5,000円	112
	(参考)大津町平均	11,224円	20,000円	5,000円	136
【畑(飼料畑)の部】	大津町全域(ほ場整備実施地域)	11,667円	15,000円	10,000円	3
	大津町全域(ほ場整備未実施地域)	10,229円	16,000円	5,000円	35
	(参考)大津町平均	10,342円	16,000円	5,000円	38